

2009 年 8 月 11 日
株式会社スカパーJSAT ホールディングス

平成 21 年台風第 9 号による被災者への 8 月の視聴料等の免除について

株式会社スカパーJSAT ホールディングス（本社：東京都港区、代表取締役社長：秋山 政徳）の 100%子会社であるスカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：秋山 政徳）は、本日、添付の通り社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：植村 伴次郎と「平成 21 年台風第 9 号による被災者への 8 月の視聴料等の免除について」を発表しましたので、お知らせいたします。

2009 年 8 月 11 日
社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT 株式会社

平成 21 年台風第 9 号による被災者への 8 月の視聴料等の免除について

平成 21 年台風第 9 号による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS 衛星放送事業に関わる 94 社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：植村 伴次郎）とスカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：秋山 政徳）は、平成 21 年台風第 9 号により 8 月 9 日に災害救助法が適用された市町村で「スカパー！」及び「スカパー！e2」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、8 月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

兵庫県佐用郡佐用町（ひょうごけん さようぐん さようちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！及びスカパー！e2 の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。

また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）